

## 船舶事故調査報告書

平成23年12月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成22年7月28日 10時00分ごろ
発生場所	青森県平館海峡 <small>たいらだて</small> 青森県青森市平館灯台から真方位081.5° 4.0海里付近 （概位 北緯41° 11.0′ 東経140° 43.8′）
事故調査の経過	平成22年8月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 定安丸、4.2トン <small>ていあん</small> AM3-33030（漁船登録番号）、個人所有 11.65m (Lr) × 3.04m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和61年9月7日
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年5月19日 免許証交付日 平成18年8月14日 （平成24年4月1日まで有効） 甲板員A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月16日 免許証交付日 平成20年12月8日 （平成26年10月9日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、船首部に甲板員B、中央部に船長、船尾部に甲板員Aが配置に就き、底建網の揚網作業中、左舷船尾で底建網のたまり（魚捕り部）の網口に取り付けたロープをキャプスタンを使って巻き上げて網口を本船の左舷側に固定し、本船の前後において、錨で海底に固定してある滑車を経由してたまりの先端両側に取り付けられたロープを伸ばしてたまりの揚収を始めた。 甲板員Aは、船尾側のロープが海中の滑車付近で絡み、網が上がらなくなったことから揚網を中止してたまりを海中に戻したところ、潮流により漁網が圧流され、甲板上で輪状にしていた漁網の外側に付けたロープが繰り出されて足に絡み、平成22年7月28日10時00分ごろ同ロープに引かれて船尾部から落水した。 甲板員Aは、一旦海面に浮上したのち、沈んだ。

	<p>船長は甲板員Aの家族に連絡し、所属漁業協同組合が海上保安庁、警察、消防等に通報した。</p> <p>海上保安庁の航空機及び巡視船、青森県及び警察のヘリコプター、僚船、消防などによる捜索が行われたが、甲板員Aは発見されず、行方不明となり、後日、死亡認定により除籍された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、気温 約30℃</p> <p>海象：潮流 北に向かう強い潮流、波高 約1m、表面水温 約20℃</p>								
その他の事項	<p>船長は、機関を中立にしていた。</p> <p>本船は、第2回目の揚網中であり、網が水面付近まで上がってきて上がらなくなった。</p> <p>船長は、中央部の操縦席付近のキャプスタンを操作して揚網作業を行っていた。</p> <p>船長は、甲板員Aの叫び声で甲板員Aの足にロープが絡んでいるのに気付き、手をつかんで甲板員Aを支えようとしたが、間に合わなかった。</p> <p>甲板員Bは、左舷船首部でロープを巻き上げる作業を行っており、叫び声を聞いて船尾に行ったが、間に合わなかった。</p> <p>甲板員Aの足にロープが絡む状況を目撃した者はいなかった。</p> <p>甲板員Aは、漁ろう作業のリーダーであった。</p> <p>本事故発生当時は、陸奥湾の湾奥から湾口に向かう強い潮流があった。</p> <p>甲板員Aは、帽子、長袖ポロシャツにカップのズボン、長靴を着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Aの健康状態は、良好であった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、平館海峡の漁場で底建網の揚網作業中、同網のたまり部を海底に固定するロープが水中の滑車付近で絡んで送り出すことができなくなり、揚網を中止してたまりを海中に戻した際、潮流により漁網が圧流され、甲板上で輪状にしていた漁網の外側に付けたロープが繰り出されて甲板員Aの足に絡まったことから、甲板員Aが同ロープに引かれて落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、輪状にして甲板上に置かれたロープの中に足を踏み入れた可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、平館海峡の漁場で底建網の揚網作業中、同網のたまり部を海底に固定するロープが水中の滑車付近で絡んで送り出すことができなくなり、揚網を中止してたまりを海中に戻した際、潮流により漁網が圧流され、甲板上で輪状にしていた漁網の外側に付けたロープが繰り出されて甲板員Aの足に絡まったことから、甲板員Aが同ロープに引かれて落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、輪状にして甲板上に置かれたロープの中に足を踏み入れた可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、平館海峡の漁場で底建網の揚網作業中、同網のたまり部を海底に固定するロープが水中の滑車付近で絡んで送り出すことができなくなり、揚網を中止してたまりを海中に戻した際、潮流により漁網が圧流され、甲板上で輪状にしていた漁網の外側に付けたロープが繰り出されて甲板員Aの足に絡まったことから、甲板員Aが同ロープに引かれて落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、輪状にして甲板上に置かれたロープの中に足を踏み入れた可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が平館海峡の漁場で底建網の揚網作業中、揚網を中止してたまりを海中に戻した際、潮流により漁網が圧流され、甲板上で輪状にしていた漁網の外側に付けたロープが繰り出されて甲板員Aの足に絡まったため、甲板員Aが同ロープに引かれて落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲板上で輪状にしたロープに足を入れないように注意すること。</li> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> </ul>								